

PIO-NETの活用に関する懇談会

平成22年 8 月
消費者庁地方協力課

1 目的

消費者の安心・安全を確保する観点から、消費者安全法の施行に伴い、PIO-NETは従来果たしてきた役割に加え、消費者事故等の情報を一元的に集約するための役割も求められている。

このため、PIO-NET情報の性格・位置付けを整理するとともに、その活用の在り方について検討する。

同時に、地方自治体の消費者行政担当課、国の地方支分部局等にPIO-NETを配備するよう関係各所から要望を受けていることから、閲覧できる情報の範囲と併せ、配備の拡大について検討を行う。

2 検討課題

(1) PIO-NET情報の位置付け

- ① 消費者安全法の下でPIO-NETが求められる役割
- ② PIO-NET情報の性格・位置付けの整理
- ③ PIO-NET情報の利活用の在り方
- ④ その他

(2) PIO-NET配備等の考え方

- ① 配備の拡大
 - ・ 開設日が週3日以下の相談窓口
 - ・ 都道府県・政令市の消費者行政本課
 - ・ 国の地方支分部局
 - ・ NITE及びFAMIC以外の独立行政法人
 - ・ 適格消費者団体
 - ② 各機関において閲覧できる情報の範囲
- (3) コスト負担（ハード面の負担、作業負担）
 - (4) PIO-NETの活用結果のフィードバック

3 懇談会の在り方

資料及び議事録は、懇談会の終了後、その都度ホームページで公表し、懇談会における議論の結果は、最終的に、報告書として取りまとめることとする。

懇談会の事務局は、消費者庁及び国民生活センターが担う。

4 構成員

別紙会員名簿参照。

※ 議題により、P I O - N E Tの利用予定者（国の地方支分部局、独立行政法人、消費者団体等）等から意見を聴取する。

5 スケジュール

7月 メンバー、スケジュールの確定等

8月24日 第1回開催

9月 2回程度の開催を予定

9月～ 報告書のとりまとめ

【別紙】

PIO-NETの活用に関する懇談会

会員名簿

(敬称略・順不同)

羽藤 秀雄 (消費者庁審議官)

池本 誠司 (消費者庁参与)

品川 尚志 (消費者庁参与)

古畑 欣也 (独立行政法人国民生活センター理事)

玉浦 洋子 (千葉県消費者センター所長)

西山 嘉和 (大阪市消費者センター所長)

柳原 英男 (川崎市消費者行政センター室長)

菅 美千世 (社団法人全国消費生活相談員協会理事長)

阿南 久 (全国消費者団体連絡会事務局長)

唯根 妙子 (社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会)

※ 事務局は、消費者庁及び国民生活センターが担う。